【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税９） （法人住民税、法人事業税：義）（自動連動）（地方税８）
		②	上記以外の税目	（所得税：外、個人住民税：外、事業所税：外）
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 １．国税（(1)または(2)のいずれかを選択） （1） 投資税額控除（法人税） ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税から控除できる。 ア 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：15% イ 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：8% ウ 控除額限度は法人税額の 20%、繰越税額控除 4 年、取得価額上限は 20 億円 エ 対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 （2） 特別償却（法人税、所得税） ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、法人税額（または所得税）から償却できる。 ア 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万 円を超えるもの：34% イ 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：20% ウ 取得価額上限は各事業年度当たり合計 20 億円 エ 対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 ２．地方税 （1） 個人住民税、法人住民税及び事業税 ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動） （2） 事業所税（那覇市のみ） ア 沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を 2

		分の 1 として 5 年間計算。
		《要望の内容》 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和９年３月 31 日）を３年間延長し、令和 12 年３月 31 日までとする。
		《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法　第 36 条、第 37 条 ・租税特別措置法　第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条 ・租税特別措置法施行令　第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9 ・租税特別措置法施行規則　第５条の 13、第 20 条の 4、第 20 条の 16 ・地方税法　第６条、第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号 附則第 33 条 ・地方税法施行令　附則第 16 条の 2 の 8
5	担当部局	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和８年８月 分析対象期間：　令和５年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 14 年度 ・産業高度化地域の創設 平成 19 年度 ・５年間延長 平成 24 年度 ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ （1,000 万円超→500 万円超） 平成 26 年度 ・機械等下限取得価格の引下げ（500 万円超→100 万円超） 平成 29 年度 ・２年間延長 令和元年度 ・２年間延長 令和３年度 ・１年間延長 令和４年度 ・３年間延長（対象業種の追加等） ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 令和７年度 ・２年間延長（対象業種の一部縮減）
8	適用又は延長期間	令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までの３年間

9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 設備投資を通じて、製品開発力、生産技術の向上やDXへの取組等を進め、産業イノベーション関連産業の高度化を通じた売上向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。
				《政策目的の根拠》 〇経済財政運営と改革の基本方針 2026 について（令和8年7月 21 日閣議決定） 強い沖縄経済の実現を目指し、沖縄科学技術大学院大学による産学官連携等の産業振興、「GW2050 PROJECTS」40 の早期実現、北部・離島地域振興、こどもの貧困対策や Well-being 実現に向けた取組等、沖縄振興を国家戦略として総合的に推進する。 〇沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号） 第一章　総則 （目的） 第一条　この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 （定義） 第三条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 九　製造業等　製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。 十　産業高度化・事業革新促進事業　産業高度化（高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術を用いた情報の活用その他の方法により事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。第三十五条の三及び第三十六条において同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品若しくは当該鉱工業品の生産に係る技術の活用又は環境への負荷の低減を図るための再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第七十九条第二項において同じ。）の利用その他エネルギーの供給に関する技術若しくは設備の導入により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。第三十五条の三及び第三十六条において同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。 第三節　産業イノベーション促進計画等 （産業イノベーション促進計画の作成等） 第三十五条　沖縄県知事は、基本方針に即して、産業のイノベーション（産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化をいう。次項及び第四十条において同じ。）を促進するための計画（以下「産業イノベーション促進計画」という。）を定めることができる。 ２　産業イノベーション促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一　計画期間 二　産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、そ

				の地域における産業のイノベーションの促進が相当程度図られると見込まれる地域であって、産業のイノベーションの促進を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下この節において「産業イノベーション促進地域」という。）の区域 三　産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業イノベーション促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 四　前号の措置の実施を通じて産業のイノベーションが促進されることにより見込まれる効果 五　第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項 3～7 （略） （産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等） 第三十五条の三　提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「産業高度化・事業革新措置」という。）を実施する者は、提出産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画（以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。 2～10 （略） （課税の特例） 第三十六条　提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置が当該区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○沖縄振興基本方針（令和4年 5 月 10 日内閣総理大臣決定） Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 本基本方針及び沖縄県が定める沖縄振興計画に基づく各般の施策や事業は、次のような方向を基本として取り組むこととする。 （1）沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展 沖縄の自立的発展のためには、民間の力を最大限に活かし、民間が主導する形で自立型経済の発展を目指していくことが不可欠である。このため、アジア・太平洋地域との地理的近接性や、亜熱帯に位置する自然的特性等の優位性・潜在力を活かしつつ、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携 して財やサービスを提供していくことを通じ、域内に経済効果が波及する 地域経済の好循環を図っていくことが重要である。こうした好循環を先導し、今後の沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興するとともに、イノベーションの促進につなが

				る民間主導の実証的な取組を促すことにより、県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現することが求められている。 また、沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)を迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (4)産業イノベーションの推進 沖縄は、広大な海域を始め豊かな地域資源を有するとともに、世界最高水 準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業 を創出する大きなポテンシャルを有している。他方で、地理的不利性等の影響により製造業の構成比が小さく、一人当たり県民所得や生産性が低いなど、様々な課題を抱えている。 このため、外から稼げる収益力の高い企業の誘致・育成、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興、産学官金の連携強化、デジタル技術の活用や脱炭素化等を通じ、沖縄の特性を踏まえた新たな産業の創出・発展を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した付加価値の高い製品開発や地域ブランドの強化、海外市場での県産品の販路拡大等を進めることにより、個々の民間事業者にとどまらない地域全体のイノベーションの促進を目指す。 Ⅳ 沖縄振興の推進に関する事項 1 沖縄振興を推進するための措置(政策ツール) (4)税制上の特例措置 沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。 今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。 (略)
		②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】10. 沖縄政策 【施策】10. 沖縄振興に関する施策の推進
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1 達成目標 ・産業イノベーション関連産業の売上高 令和 11 年度:5兆 2,441 億円 ・本措置活用事業者の設備投資額 令和 11 年度:117 億円 (考え方) 令和5年度の一人当たり県民所得(231 万5千円)(実績)と令和 13 年度に 291 万円(目標)という値を基に必要な年平均増加額(7.4 万円)から、令和 11 年度の一人当たり県民所得 276 万 1 千円を推計。

令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の産業イノベーション関連産業の売上高の目標を5兆 2,441 億円（※1）と設定。
令和 11 年度の産業イノベーション関連産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を 117 億円（※2）と設定。

（※1）令和5年度の産業イノベーション関連産業売上高（実績）、令和5年度の県民所得（実績）、令和5年度県民所得に占める雇用者報酬及び企業所得の割合、令和5年度の県内総生産に占める産業イノベーション関連産業の割合等を用いて推計。
（※2）産業イノベーション関連産業の付加価値額の対売上高比（令和3年経済センサス）、本特例措置適用事業者の設備投資額とその投資により増加した付加価値額の比などを用いて推計。

２　適用期間中の目標
・産業イノベーション関連産業の売上高

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
4 兆 9,616 億円	5 兆 1,028 億円	5 兆 2,441 億円

・本税制活用事業者の設備投資額

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
117 億円	117 億円	117 億円

④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与

設備投資を通じて、製品開発力、生産技術の向上やDXへの取組等を進め、産業イノベーション関連産業の高度化を通じた売上向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。
令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値額増加分は約 262 億円であり、令和6年度の一人当たり県民所得のうち企業所得及び雇用者報酬の向上に一定程度寄与していると考えられる。

10 有効性等

① 適用数

1．過去 5 年間の適用件数実績

	R3	R4	R5	R6	R7
投資税額控除	13	16	15	20	19
特別償却	4	0	3	1	2
計	17	16	18	21	21

2．今後の適用件数見込み
令和8年度から令和 11 年度は、平年度で投資税額控除 18 件、特別償却3件程度の適用を見込む。

【算定根拠】
※国税については、令和3年度から令和6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）
※令和7年度国税の適用状況については、沖縄県調査による。
※算定根拠は別紙「産業イノベーション促進地域における減収額・適用見込み額（試算）」を参照。

② 適用額

1．過去5年間の適用額実績

（単位：百万円）

		R3	R4	R5	R6	R7

国税	投資税額控除	42	84	94	303	752
	特別償却	107	0	101	5	77
地方	法人住民税	5	6	8	21	53
	事業税	9	0	9	0	5

2．今後の適用見込み

令和8年度から令和 11 年度は、平年度で投資税額控除 258 百万円、特別償却 90 百万円程度の適用を見込む。

【算定根拠】

※国税については、令和3年度から令和6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）、地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）については、「地方税における税負担軽減措置等に関する報告書」（総務省）

※令和7年度国税の適用状況については、沖縄県調査による。

※令和8年から令和 11 年については、算定根拠は別紙「産業イノベーション促進地域における減収額・適用見込み額（試算）」を参照。

③ 減収額

1．過去 5 年間の減収額実績

（単位：百万円）

		R3	R4	R5	R6	R7
国税	投資税額控除	42	84	94	303	752
	特別償却	24	0	23	1	17
地方税	法人住民税（投資税額控除）	3	6	7	21	52
	法人住民税（特別償却）	2	0	2	0	1
	事業税	9	0	9	0	5
	合　計	80	90	135	325	827

2．今後の減収額の見込み

令和8年度から令和 11 年度は、平年度で、投資税額控除 258 百万円、特別償却 21 百万円、法人住民税 19 百万円（投資税額控除 18 百万円、特別償却1百万円）、事業税 6 百万円の減収を見込む。

【算定根拠】

※投資税額控除及び特別償却については、令和3年から令和6年度までについては「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）における活用実績に基づいて算出（「産業イノベーション促進地域における減収額・適用見込み額（試算）」を参照）。

※令和7年度は、沖縄県調査に基づいて算出。

※法人住民税及び事業税について、令和 3 年度から令和 6 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）

※令和8年度から令和 11 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 7%乗じて算定、同期間の事業税は、国税の適用額（特別償却）に税率 6.47%を乗じて算定。

		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 1 前回の政策目的の達成状況 所期の達成目標は、本特例措置活用事業者の付加価値額を年平均で 10.34 億円増加させ、令和8年度までに 20.68 億円増加させることとしていた。 現時点において確認できる本特例措置活用事業者の付加価値額は、令和4年度から令和5年度にかけて 59 億円増加、令和5年度から令和6年度にかけて 155 億円増加、令和6年度から令和7年度にかけて 99 億円増加となった。 (出典)沖縄県の調査(令和4年度以降に本件特例措置活用事業者のうち、主務大臣確認申請にかかる実施状況報告書等の提出があった事業者) 2. 今回の政策目的の達成状況 ・産業イノベーション関連産業の売上高

令和４年度	令和５年度	令和６年度
4 兆 907 億円	4 兆 3,751 億円	4 兆 6,458 億円

・本税制活用事業者の設備投資額

令和４年度	令和５年度	令和６年度
30 億円	22 億円	57 億円

3. 達成目標の変更理由
前回の達成目標は、本特例措置を活用した事業者の付加価値の増加のみを設定していた。
今回要望では、令和4年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度を踏まえて本税制措置の効果検証をするため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本税制がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目的を変更した。
【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》
1 前回設定した目標に対する効果
本特例措置活用事業者の付加価値額は、令和4年度から令和5年度にかけて 78 億円増加、令和5年度から令和6年度にかけて 262 億円増加となっており、前回設定した目標である年平均 10.34 億円の増加を達成している。
令和4年度から導入している主務大臣確認申請においては、本特例措置に伴う設備投資により増加する付加価値額を申請するとともに、その効果として付加価値額の実績を毎年、報告書を義務付けていることから、付加価値額の増加は本特例措置による直接的な効果である。
加えて、投資税額控除の優遇措置(税額控除 15%、4年間繰越可能)は他の租税特別措置より優遇されたものであり、主務大臣申請を経て設備投資を行うことは、事業者にとってインセンティブとなっていると言える(事業者からのヒアリング情報に基づく)。
沖縄県の産業構造に占める製造業の構成比は 4.0%(令和4年度)で、全国平

均 19.8%を依然として大きく下回っており、前回設定した目標を達成しているものの、政策目的として設定した一人当たり県民所得の向上にあたり、本特例措置は引き続き実施する必要がある。

2　今回新たに設定した目標に対する効果＜適用期間中の目標：再掲＞

・産業イノベーション関連産業の売上高

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
4 兆 9,616 億円	5 兆 1,028 億円	5 兆 2,441 億円

・本税制活用事業者の設備投資額

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
117 億円	117 億円	117 億円

（1）令和 11 年度の産業イノベーション関連産業の売上高：5 兆 2,441 億円
　税制活用事業者は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値を一定程度以上とする要件を満たす必要があるため、生産力を高め産業イノベーション関連産業の売上高を増加させる効果が見込まれるが、税制活用事業者以外の事業者による売上高も多分に含まれており、精緻に切り分けて見込みを算出することは難しい。
（2）令和9年度から令和 11 年度の設備投資額：117 億円
　令和9年から令和 11 年までの見込みについては、投資税額控除及び特別償却の適用見込み数が合計 21 件であり、令和4年から令和6年の本税制活用事業者の設備投資額の平均額が 1.3 億円（同期間における事業者から提出された実施状況報告書の設備投資総額 109.4 億円、税制活用事業者数 86 件から算出）であることから、約 27.3 億円/年の設備投資額が見込まれる。
　設備投資が増加すると、1に記載のとおり生産力を高め産業イノベーション関連産業の売上高を増加させる効果が見込まれる。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
1　適用数が僅少である場合の原因・有効性
　特別償却の適用件数は僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。
　本特例措置の過去の適用件数は、投資税額控除の適用件数に比し少なくなっている。これは、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多いからである。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上の欠損金の繰越しという制度との併用により先行投資等により発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことが可能である。
　よって、企業の業績状況形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、当該地域への集

				積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。 2　適用額が特定の者に偏っている場合の原因・有効性 　租税特別措置の適用実態調査において、令和6年度における投資税額控除の適用額にかかる上位 10 社の割合が8割超となった原因は、電気業や道路貨物運送業を営む事業者による、大規模な設備投資が行われたことが一因と考えられる。 　道路貨物運送業における設備投資は令和4年度及び令和5年度はみられず、令和6年度に限った大規模投資であった。また、電気業は特例措置の対象事業として法令に定められているその趣旨を踏まえ、沖縄県は「産業イノベーション促進計画」において、「ものづくりを支える基盤である電気の安定的かつ適正な供給の確保に資する施設の整備」を本特例措置の目的と定めており、電気業における設備投資を支援していくことは、産業イノベーション関連産業の高度化を下支えするものであることから有効な手段である。
		⑤	税収減を是認する理由等	産業イノベーション関連企業の高度化などにより、産業イノベーション関連産業売上高は令和4年度から令和6年度において 5,551 億円増加しており、本制度による令和4年度の減収額約7億円（国税0．8億円＋地方税6億円）と比較し、税収減を是認できるものと考えられる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、沖縄経済を牽引しうる地域産業のイノベーションを促進し、産業振興の取組を強力に推進するものである。 　これらの制度は、活用する事業者に対して、効果的にインセンティブを与え設備投資を促す手段となっている。本特例措置の適用事業者の設備投資額ベースでの構成比は、大規模な設備投資が必要となる電気業等の比率が高いものの、事業者数としては規模の小さい製造業が8割を占めていることから、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定の裁量の下で適時適切に設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が妥当である。 　また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキームを通して、対象事業の適格性等を判断し、製造業等の競争力強化等に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最低限の措置となっている。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県は、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）等を活用して産学連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業等を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では企業の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的にものづくり産業の育成・高度化を促し、本県の経済振興の一翼を担う移出型産業として成長できるよう支援を行っている。 　なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特区があるが、これらの制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や北部経済の振興を進め、経済の活性

				化を図るための制度である。 一方、本特例措置は、沖縄の製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、沖縄経済を牽引しうる地域経済のイノベーションを促進し、産業振興の取組を強力に推進するものであり、制度の趣旨を異にするものである。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは沖縄振興に寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 6 年 8 月（R6 内閣 06）